

ミツヒロニュース



立春です。新型コロナウイルス感染症拡大防止の努力を続けているにもかかわらず、終息の兆しが見られません。年末に東京の都営大江戸線の運転士が集団感染しましたが、その原因は、歯磨きの際に唾液が付着した手で共用洗面所の蛇口を触れるなどし、蛇口を介して多数に感染が拡大したと推定されています。感染防止策として、洗面所の蛇口は紙で覆って触れることや、使用後の手指消毒などの指示があったそうです。一日も早く終息させるためにも基本的な予防対策「手洗い・手指の消毒」「マスクの着用」を根気よく続けていきましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇令和2年分の所得税 確定申告の留意点
- ◇短縮された雇用保険の基本手当の給付制限期間
- ◇企業による社会貢献活動の拡大
- ◇今月のお勧めセミナー
「令和3年度 税制改正セミナー」
- ◇あとがき
「季節の手仕事」



令和2年分の所得税 確定申告の留意点

所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和2年分の申告を行う際の主な留意点をご紹介します。

1. 青色申告特別控除の改正

65万円の控除額が55万円へ引き下げられました。ただし右のいずれかの要件を満たす場合は、65万円が適用できます。

- 1
- ・ 仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録の備付け及び保存
 - ・ 確定申告書等を提出期限までにe-Taxを使用して提出（電子申告）

2. 給与所得控除の改正

一律10万円引き下げた上で、上限が195万円に下がりました。また、給与所得から控除できる特定支出控除に係る“特定支出”の範囲について、右のとおり見直されました。

- 2
- ・ 職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるもの
 - ・ 単身赴任者の帰宅のために通常要する自動車の燃料費及び有料道路料金
 - ・ 単身赴任者の帰宅旅費についての回数制限（1ヶ月に4往復超は対象外）
- } 追加
} 撤廃

3. 公的年金等控除の改正

公的年金等以外の合計所得金額に応じた、一律の引き下げと上限額が設けられました。

3

公的年金等以外の合計所得金額	引き下げ額 (上限額) : 万円
1,000万円以下	10 (195.5)
1,000万円超 2,000万円以下	20 (185.5)
2,000万円超	30 (175.5)

4. 所得金額調整控除の新設

右のいずれかに該当する場合は、各々計算した所得金額調整控除額を給与所得から控除します。①②両方該当するときは、①→②の順で適用します。

- 4
- ① 23歳未満の扶養親族がいる等の要件に該当する年収850万円超のサラリーマン（上限15万円）
 - ② 給与と公的年金等の双方を受給、かつ、各々の所得金額を足した合計が10万円を超える場合（上限10万円）

(次頁へつづく)

5. 基礎控除の改正

一律10万円引き上げた上で、合計所得金額に応じた控除額の制限が設けられました。

合計所得金額		控除額：万円
2,400万円以下		48
2,400万円超	2,450万円以下	32
2,450万円超	2,500万円以下	16
2,500万円超		—

6. 扶養親族等の合計所得金額要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額等の要件が一律10万円引き上げられました。

7. ひとり親控除・寡婦（寡夫）控除

公的年金等以外の合計所得金額に応じた、一律の引き下げと上限額が設けられました。

- 7 現に未婚又は配偶者が生死不明など一定の人のうち、次の要件すべてを満たしている人
- ① 生計を一にする子を有する
 - ② 本人の合計所得金額500万円以下
 - ③ 事実婚と認められる相手がいない

8. 申告書の記載内容変更

申告書の記載内容が一部変更されました。ここでは、雑所得のうち“業務”の記載欄が追加された点をご紹介します。

ここでの“業務”とは、事業所得に該当しない、原稿料・講演料・ネットオークションなどを利用した個人取引・食品の配達などの副収入による所得を指します。これまでは公的年金等とそれ以外の2区分でしたが、3区分に分けて計算します。

8

金額等	給与区分	①	
	公的年金等	②	
	業務区分	③	
	その他	④	
総合	短期	⑤	

金額等	給与区分	⑥	
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑦から⑨までの計	⑩	
総合	譲渡一時	⑪	

国税庁HP「申告書B【令和2年分以降用】<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/shinkokusho/pdf/r02/02.pdf>」一部抜粋・編集

9. 是正を受けやすい申告誤り

税務署から是正の連絡を受けやすい申告誤りをいくつかご紹介します。

1. 配偶者や扶養親族の所得要件特に、ご子息（ご息女）の年収合計が103万円を超えるケースにご留意ください。

2. 申告漏れ

(1) 一時所得となるもの

ふるさと納税の返礼品や、生命保険会社からの満期金や解約返戻金がある場合に、ご注意ください。また、令和2年は国等から多種の給付がありました。1月号でご案内した課税関係を参照の上、課税対象となるものがないかどうかご確認ください。

(2) 国外財産

特に、国外に口座のある預金利子などが、申告漏れになりやすいです。

(3) 還付加算金

確定申告で所得税の還付を受けた際に、利子相当分として『還付加算金』をあわせて受領する場合があります。還付加算金は受領した年分の雑所得として申告が必要です。

10. 振替納税に係る手続きの簡素化

令和3年1月より、振替納税に係る手続きが右のとおり簡素化されました。

なお、令和2年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の確定申告に係る法定納期限・口座振替日は、右のとおりです。期限内の納付、振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

- 10
- ・ e-Taxの利用（電子申請）が可能
 - ・ 引越し等により税務署が変わった場合、振替納税者は改めて振替納税の手続きが必要となるが、変更前の税務署へ引き続き振替納税を行う旨を記載した納税地の異動又は変更に関する届出書を提出した場合は、改めて行う手続きが不要

	法定納期限	口座振替日
所得税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月19日（月）
消費税※	令和3年3月31日（水）	令和3年4月23日（金）

（※）課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日

短縮された雇用保険の基本手当の給付制限期間

会社を退職して転職活動をする場合には、雇用保険の基本手当を受給するケースが多いかと思えます。基本手当は、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない状態、いわゆる「失業の状態」にある場合に支給されるものです。ただし離職理由によっては、基本手当を受け取れない一定の期間が設けられています。この取扱いが2020年10月から変更されました。

1. 待期期間と給付制限期間

雇用保険の基本手当は、会社がハローワーク（公共職業安定所）で手続きをした雇用保険被保険者離職票を、従業員が退職後にその住所地のハローワークに持参し、受給手続きをすることにより支給されます。

受給手続きを行った後には7日間の待期期間があり、待期期間後に原則として4週間に1回失業していることの認定を受けて、基本手当が支給されます。

ただし、右のいずれかに該当する場合には、待期期間に加えて、さらに基本手当が支給されない期間（以下、給付制限期間）が設けられています。

1

- 自己の責に帰すべき重大な理由で退職した場合（以下、懲戒解雇による退職）
- 正当な理由のない自己都合により退職した場合（以下、自己都合による退職）

2

【2020年10月1日以降の自己都合による退職】

- 給付制限期間が**2ヶ月間に短縮**
- 短縮される退職は**5年間のうち2回まで**
- **3回目の退職以降**の給付制限期間は**3ヶ月間**

3

【正当な理由のある自己都合退職（一例）】

- 結婚に伴う住所の変更
- 会社が通勤困難な場所へ移転したこと

2. 短縮された給付制限期間

この給付制限期間は、従来3ヶ月間でしたが、**2020年10月1日以降**の自己都合による退職から、右のように変更されました。

なお、懲戒解雇による退職の給付制限期間は、従来通りの3ヶ月間です。

3. 正当な理由のある自己都合退職

給付制限期間が設けられるのは、前述のとおりですが、退職理由には右のような「正当な理由のある自己都合退職」もあります。このような「正当な理由のある自己都合退職」の場合には、給付制限期間は設けられていません。

給付制限期間は従業員が退職した後のことになるため、会社に直接関係はしませんが、自己都合による退職の場合であっても、給付制限期間なく基本手当を受け取りたいという従業員は多くいるものです。離職理由についてはトラブルになりやすいため、退職時にしっかりと確認するとともに、給付制限期間のルールも押さえておきましょう。



企業による社会貢献活動の拡大

◆経営理念の実現に加え、社員の成長も

経団連が9月に発表した「社会貢献活動に関するアンケート調査結果」によると、社会貢献活動の役割や意義について、回答企業の9割以上が「企業の社会的責任の一環」と回答しました。SDGsの浸透もあり、企業側の社会的責任に対する認識も定着してきています。

そして、8割以上が社会貢献活動を「経営理念やビジョンの実現の一環」とし、「社員が社会的課題に触れて成長する機会」と回答した企業が4%から53%と、前回調査から大幅に増えていることも特徴的です。経営戦略の一部として捉え、社員の参画を重視し、それが社員の成長にもつながるといった新しい視点が出ていることがわかります。

活動内容については、回答企業の93%が「寄付金等の資金的支援」で最も多く、「自社製品やサービスの無償提供」、「設備・施設の貸し出し」などの物的な支援が6割前後となります。社員がより深く関わっている活動としては、「技術協力、ノウハウ提供」が48%、「出向等の人材派遣」や「社員によるプロボノ支援」が3割強、「社員による寄付やボランティア活動の推進」が87%です。

◆人材の採用にも影響

社会貢献活動は、いまいる人材の育成だけでなく、より優秀な人材の採用にも影響する可能性があります。

2021年卒の大学生を対象とした「就活生の企業選びとSDGsに関する調査(DISCO)」によると、就職先企業に決めた理由については「社会貢献度が高い」が最も多い結果となっています。「給与・待遇が良い」や「将来性がある」を上回り、2019年卒、2020年卒と3年間続いている傾向です。

企業の社会貢献活動は、社会からの期待の高まりにとともに、長期的な視点での事業活動への影響も大きくなっていると考えられます。

これまで取り組んでこなかったという企業も、自社の事業領域との関連、あるいは地域社会とのつながりから検討してみたいかたがでしょう。連携先を探す場合には、地域のボランティアセンターなどの相談窓口が利用できます。



参考文献： ■M y Komon ■ゆりかご倶楽部

2月 今月のお勧めセミナー

「令和3年度 税制改正セミナー」を2月17日(水) 13:30から開催します。(当社グループ会社(株)DEPS主催)

令和3年度の与党税制改正大綱が発表されました。コロナ禍に見舞われた昨年を踏まえ、改正内容は期限延長などの小幅な内容が多いものの、自社株式を対価としたM&Aを促進する税制や退職所得課税の適正化なども整備される方向です。是非ご参加ください。

あしがき 下田です。2月になると母が味噌の仕込みをします。毎年、味噌づくりの講習会に参加して作っています。気温が低い冬は発酵がゆっくり進むため味に深みが出ておいしい味噌ができるそうです。冬に仕込んで夏に発酵が進み、10月くらいから食べ始めるのですが、自家製の味噌はまろやかで優しい味わいです。季節の手仕事には色々ありますが、味噌づくりは母から受け継いでおきたい手仕事のひとつです。春夏秋冬、旬のものを美味しくいただき日々を愉しく過ごしたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

